

徳島県告示第五百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社マザー 徳島健康生活協同組合	徳島市下助任町四丁目九	健生阿南診療所	阿南市津乃峰町新浜二番地	介護予防通所リハビリテーション	令和二年五月二十七日	令和二年七月三十一日
同 一 西国本町二丁目一六	同 一 西国本町二丁目一六	福祉用具の店 マザー	徳島市西国本町二丁目一六	介護予防福祉用具貸与	同 六月三十日	同
				特定介護予防福祉用具販売	同	同